

県南広域振興局長告示第 249 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 11 月 30 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
宍戸耳鼻咽喉科医院	一関市千厩町千厩字町浦 48 番地 1	平成 19 年 10 月 31 日